

経理 WOMAN

経理・総務の仕事が丸ごと分かる月刊誌「経理ウーマン」

2018
No.264

03

「電子申告・納税(e-Tax)」に
みるみる強くなる3時間セミナー



源泉税や消費税の処理では
ここに気をつけよう

「雇用契約」 「業務委託」 「請負契約」 —税務の取扱い Q&A

税理士法人／社労士事務所 ザイムパートナーズ

代表 奥田正名

雇用契約の場合、対価を受け取る個人は給与所得になります。一方で業務

Q1 「雇用契約」「業務委託」「請負契約」とは、それぞれどういう内容ですか？

ここでは「雇用契約」「業務委託」「請負契約」の税務取扱いについて見ていきましょう。

税務調査では「雇用契約」なのか「業務委託」なのか、あるいは「請負契約」なのかがよく問題となります。どの取引実態なのかによって税金の扱いが異なつてくるからです。たとえば雇用契約であれば給与所得になり給与の源泉徴収が必要になりますが、業務委託や請負であれば、給与ではなくもらつた人の事業所得や雑所得になり、報酬の源泉徴収が必要になることがあります。

委託・請負契約の報酬は、受け取る個人側では、通常、事業所得（または雑所得）となります。

なお、業務委託と請負契約の違いですが、支払い側の経理処理に違いはありません。それでは何が違うのかと言えば、成果物（納品物）が求められるかどうかです。

請負契約は常に成果物が求められます。請け負った事業者は、発注者に期日までに成果物を引き渡すという契約です。これに対して業務委託契約は、具体的な成果物は求められません。

皆さんの会社でも、税理士事務所へ仕事をお願いする場合に顧問契約書を交わすことがあると思いますが、税理士業務のなかには、税務相談といった具体的な成果物がない業務があります。これが業務委託に該当するものです。

その一方で試算表や確定申告書等の書類を作成すると契約されていれば、その部分は成果物が求められる請負契

約になります。

(1) 請負契約・業務委託契約→外注費
・支払報酬（事業所得・雑所得）

(2) 雇用契約→給料手当（給与所得）

では、(1)と(2)では、どこで線引きするのかという疑問を持たれる方もいるかと思いますが、(1)と(2)の違いは下記のとおりです。

(1) 事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性・有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位とが対外的に認められる業務から生ずる所得。

(2) 給与所得は、雇用契約またはこれに準ずる契約に基づき、雇用主の指揮命令に服して提供した役務の対価であり、拘束された時間に対する弁償と言えるもの。

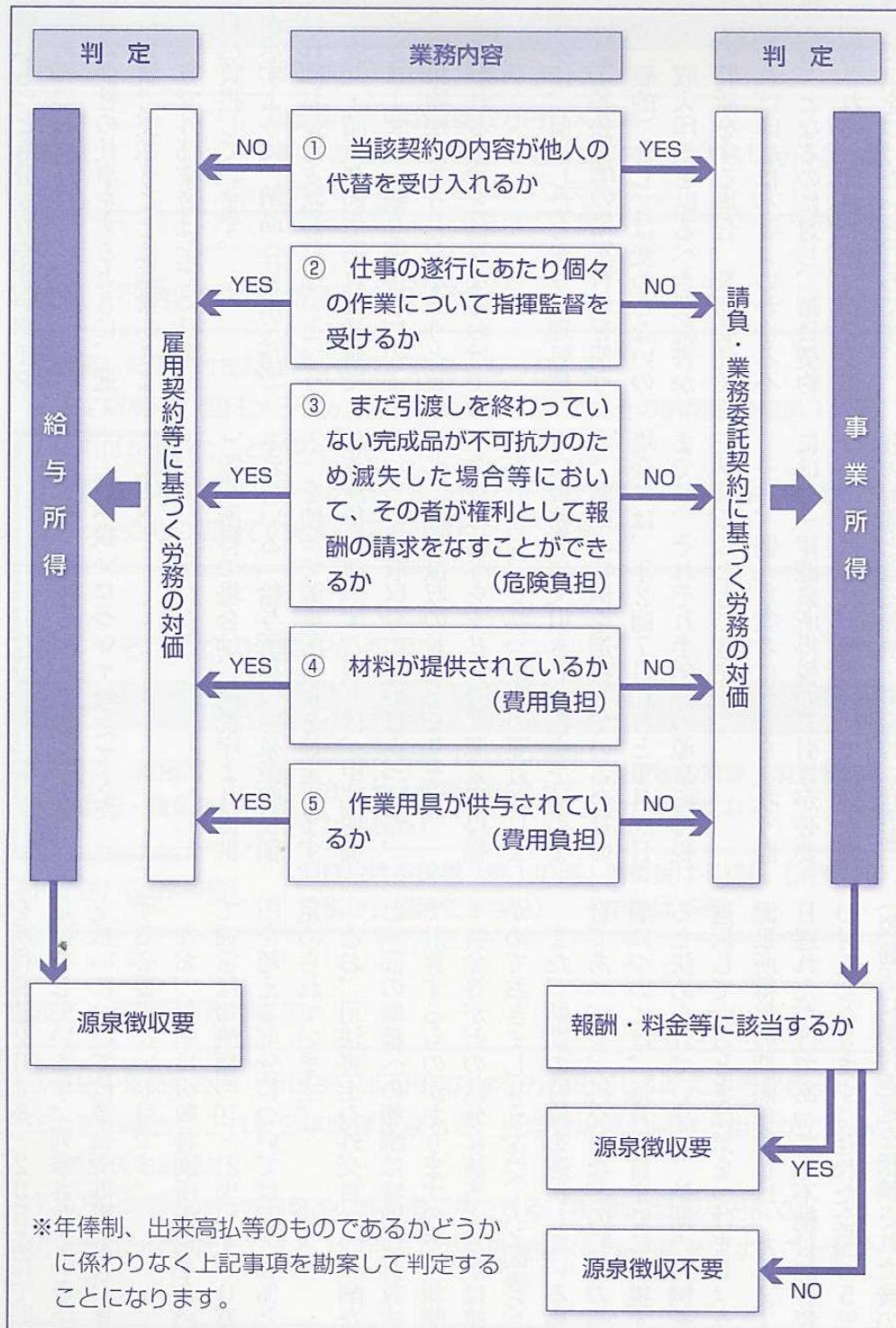
具体的には、次ページ図表1で判断をします。

イメージとしては、自分で経費を負担していく、どんなやり方で仕事をしてもかまわない（発注者の指揮命令下なく、自分ではない他社へ委託も可能）のであれば、事業所得と考えて良いでしょう。

ただし、図表の①～⑤の全ての要件を求められるわけではなく、総合的な判断がなされます。私見ですが、③と⑤は判断しやすい要素として税務調査においてもチェックのポイントとなりやすいです。

たとえば建設現場であれば、作業時間と場所は元請事業者の決定に当然に従わざるを得ませんが、いわゆる一人親方の収入は事業所得の対象です。あくまで事業者としての体をなしているかどうかで判断されますが、移動経費や工具などの業務で使用するツールを自分で負担しているかどうかは、判断

図表1 事業所得・給与所得の判断基準



する際にもつとも分かりやすいポイントではあるでしょう。

社員が会社の仕事をするときに、通常費を自腹で支払うことは通常ありません。一方で外部業者は全ての日常経費は自己負担しています。

(3)が示すように、納品（仕事の完成）がなければお金は支払われないというのも、委託・請負契約であれば通常です。サラリーマン（給与所得者）のように、成果物があろうとなからうと賃金が支払われる形式とは異なるわけです。

ちなみに、前述したとおり経理処理（外注費や支払報酬の勘定科目を使うことが一般的）としては変わらないのですが、収入印紙を貼るべき契約書かどうかの判断をする場合、業務委託契約書であれば印紙は不要（いわゆる不課税文書）となるのに対し、請負契約書と判断されると印紙の貼付が必要になるので気をつけたいところです。

Q2 それぞれの源泉所得税の取扱いについて教えてください

を所得税法204条・205条にて限定列挙しています。列挙されていない支払いについては源泉所得税を天引きする必要はないわけです。

なお、税率は復興特別所得税を含めて通常は報酬額の10・21%、100万円を超える部分については20・42%と定められています。

なお、司法書士や外交員への報酬など一部の職種への報酬は特別な計算式で計算するものがありますので、報酬・料金等がどの区分に該当するかは確かめておきましょう（次ページ図表2）。

給与所得の場合は、国税庁より提供されている「給与所得の源泉徴収税額表」を使って源泉徴収区分の違いはあっても、給与所得に該当する限りは、甲乙丙欄すべて源泉徴収の対象となります。

会社は給与を支払う際に源泉所得税を天引きし、支払った月の翌月10日までに税務署に天引きした税金を納めます。納期の特例を選択している会社の場合には、年2回7月10日と1月20日までに、それぞれ半年分の源泉所得税を納めることができます。

一方、個人事業者に代金を支払う際には、一律源泉所得税の天引きが必要なわけではなく、所得税法では源泉徴収の対象となる報酬・料金等（報酬額）

（税務署に納付遅延を指摘された後の

図表2 司法書士や外交員への報酬の源泉所得税の計算式

相手先区分	源泉所得税の計算式
司法書士	(報酬額 - 1万円) × 税率
外交員	(報酬額 - ※控除金額12万円) × 税率 ※給与の支払いも行なう場合は、控除金額は12万円から給与額を差し引いた額となります。

図表3 不納付加算税が免除されるケース

- ①計算した不納付加算税額が5,000円未満となったとき
- ②法定納期限の翌日から1ヶ月以内に納税され、かつその納期限の直前1年間に納付が遅れたことがないとき
- ③法定納期限の翌日から1ヶ月以内に納税され、かつ新たに源泉徴収義務者となった会社の初めての納期の源泉所得税だったとき

図表4 それぞれの消費税の取扱い

	支払う側	受け取る側
事業所得・雑所得 (業務委託・請負契約)	消費税の対象(売上の消費税から仕入税額控除することができる)	消費税の対象(消費税の申告が必要になる)
給与所得(雇用契約)	消費税は不課税(売上の消費税から控除できない)	消費税は不課税(消費税の申告は不要)

図表5 事業所得の特例

- ①青色申告特別控除(所得から65万円または10万円を差し引いて申告できる)
- ②赤字の場合はこれを3年間繰り越して、翌年度以降の黒字と相殺ができる(純損失の繰越)
- ③30万円未満の減価償却資産の即時償却ができる(年間合計300万円まで)
- ④貸倒引当金が計上できる(12月末での売掛債権×5.5%を経費にすることができる)

納税では10%）の加算税を払うことになります。

なお、救済措置として不納付加算税については、前ページ図表3の3つのいずれかに該当する場合は免除となる規定が設けられていますので、知つておくと良いでしょう。

また、不納付加算税以外に延滞税も別に課されます。平成30年の延滞税の年利率は8・9%（納期限の翌日から2カ月内であれば2・6%に軽減）です。ちなみに、延滞税は計算した金額が1000円未満であれば課税はされません。

Q3 それぞれの消費税の取扱いについて教えてください

ジ图表4のとおりですが、事業所得・雑所得に該当する支払いは、支払う会

社としては消費税の対象となる経費（課税仕入となる経費）となります。

支払額にかかる消費税は、その会社の売上にかかる消費税から差し引いて納税することができます。これが原則課税方式における仕入税額控除と呼ばれるものです。

これに対して給与の支払いは消費税の対象となりません。給与をたくさん支払っても、仕入税額控除の対象とはなりませんので消費税額の計算に影響はありません。

人材派遣会社のような、人件費が経費の大半を占める会社で消費税額が多額になるのは、こういった理由からです。

そのため、本当は給与所得に該当する支払いなのに、実態を無視して外注業者として仮装して経理処理を行ない、消費税の納税額を違法に減らす行為も後を絶ちません。もちろん脱税です。

給与所得の場合には、通常は年末調整

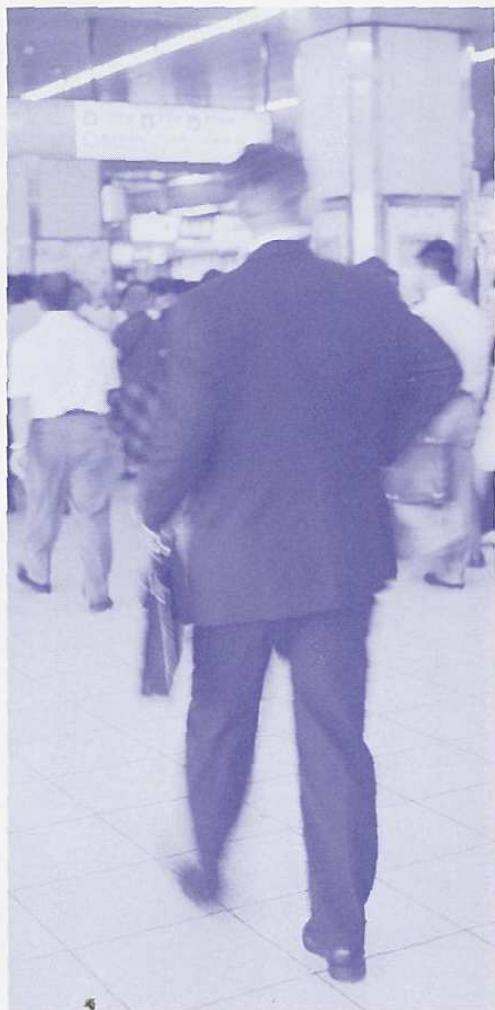
外注費が多い会社では、ここが争点となることは多いです。

委託・請負契約書に記載された内容と実態の整合性が取れているかは気になるところですが、社員であつた人が、独立して外注先に切り替わるようなケースでは、ふたを開けてみると社員時代と全く同じ業務をしているということもあります。

社員時代の待遇と変わらないような支払い（仕事の有無にかかわらず、最低保証の支払いがあつたりするケース）がされており、事業者としての体を全くなしていないケースでは、後述する税務調査の際に争点となりますので注意が必要です。

Q4 それぞれの（本人の）確定申告のやり方について教えてください

税務調査の現場においても、個人への



を会社でしてもらうことで完結しますが、複数の会社から給与を受け取つている場合等は、確定申告が必要となります。事業所得の場合は、確定申告が必要なことはもちろんですが、支払った経費を売上から差し引くことができ、さらに青色申告承認申請をすることで、節税に繋がる特例が使えます。具体的には71ページ図表5のとおりです。

事業所得に該当する場合は、消費税

の申告が必要となります。Bのいずれにも該当する個人事業者は消費税が免税となるため、申告は不要です。

A 基準期間（前々年）の売上高が1

000万円以下。

B 特定期間（前年1月～6月）の売上高または給与・賞与が1000万円以下。

Q5 税務調査でトラブルにならないための経理担当者の心得について教えてください

税務調査では、外注費や支払報酬の総勘定元帳を見て、個人事業者への支払いを抽出することが通常です（この2つの科目は調査の現場では時間をかけてチェックされやすいです）。本人

なお、基準期間の売上高が5000万円以下であれば、申告年度の前日（平成30年分の消費税申告であれば平成29年12月31日）までに簡易課税制度選択届出書を提出することで簡便な計算方法で申告することができます。

簡易課税を選択した方が節税になるケースも多いので、忘れずに検討したいところです。

ただし、一度選択すると2年間は簡易課税での計算・申告が強制されるので注意しましょう。

が実際に確定申告をしているかどうかの反面調査をするためでもあります。給与所得なのか事業所得なのかの確認をするためでもあります。

事業所得（外注費等）として経理処理をしていたものが、実態は給与所得と認定されてしまうと、外注費等にかかる消費税額（控除対象消費税）が認められなくなるだけでなく、給与であるなら源泉所得税の天引きが必要だとして、源泉所得税についても追徴課税されます。

こういうケースでは当然、扶養控除等申告書が提出されていることはないので、乙欄での徴収が余儀なくされます。

さらに、遅延している源泉所得税として取り扱われるため、不納付加算税も課されることになります。税務調査で指摘を受けてしまえば10%の高税率になります。

そして、過少申告加算税が課されま

す。もし仮に経理だと認定されれば、過少申告加算税に代えて重加算税まで課されることになります。

とくに専属事業者（他社からの業務を受けておらず、仕事場所も貴社の場合）で固定報酬や時間単価で報酬が支払われている場合は、給与所得者である社員と実態は変わらないという判断がされやすくなります。

また、前述したとおり、経費の支払いを自分で行なっているかも重要なポイントです。外注者となっていても扱いが社員と同じであれば、税務的には当然に給与所得と認定されることになります。税務は、形式ではなく実態で判定します。委託契約・請負契約があれば自動的に外注扱いされるわけではありません。書面よりも実態で判定されるのです。

また、個人事業者においては、源泉所得税の知識が乏しいケースも散見され、源泉所得税を天引きしない金額で

発注先へ請求してしまい、発注先もそのままの金額で支払ってしまうことが往々にして見受けられます。

事後の税務調査で源泉所得税のかかる取引だと指摘されると、個人事業者ではなく、報酬を支払う会社が源泉徴収義務者となるため、その源泉所得税・不納付加算税・延滞税の追徴支払いを会社は余儀なくされます。

後で個人事業者に追徴額を負担させることはできますが、負担を事後に強いることが現実的には難しい場面も多いので、個人事業者からの請求書については、源泉所得税の対象となる報酬でないかを確認するようにしてください。

私見ですがWebデザイナーなどのデザイナーへの支払いと、源泉所得税の徴収漏れが指摘されるケースが近年多いように見受けられます。

また、請負（業務委託）契約書を交わして仕事をしてもらうときには、印

紙の貼り漏れがないかどうかは必ずと言つて良いほど税務調査の現場でチェックされます。

印紙の貼り忘れが発覚すると、印紙

税の追徴を受けて過怠税を支払うこととなります。過怠税は、貼り忘れていた印紙の額とその10%に相当する金額との合計額（つまり、印紙税額の1・1倍）になります。

税務調査においては、売上の漏れ・経費の妥当性といった所得についての

確認以外にも、源泉所得税の徴収漏れがないか、印紙の適正な貼付がなされているかは、ほぼ100%チェックされると考えてください。

法人税・消費税・源泉所得税・印紙税といつた税目をすべて網羅するのが、最近の税務調査の傾向です。

●おくだ まさな



1970年三重県松阪市生まれ、慶應義塾大学商学部卒。税理士事務所勤務後、平成10年に税理士・社会保険労務士として独立開業。平成17年に税理士法人ザイムパートナーズを、平成29年に派遣法に特化した社労士法人も設立し、代表に就任。業務で使えるコンテンツをメインとした情報提供を中心掛けている。

<http://www.zaimupartners.jp/>
<http://www.zaimupartners.biz>

【近況】社員採用の説明会を定期的に開催するようにしました。関与先でも人手不足が顕著になるなか、少しでも良い採用ができるノウハウを提供できるようになりたいと思います。内定した方との食事会を開くのが最近の楽しみの一つです。嬉しくて飲み過ぎてしまうのが難点です。

